

(表面) 説明状況報告書				
(宛先) 京都市长		年月日		
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 1 ○○区○○町12番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ◇◇ 代表取締役 京都 太郎		
<p>京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第13条</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第1項 の規定により報告します。 <input type="checkbox"/> 第2項</p>				
建築主		住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市○○区○○町12番地		
		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ◇◇ 代表取締役 京都 太郎		
敷地の地名地番		京都市 ○○ 区 ○○町12番地の3		
説明会	日 時	平成30年4月28日19時		開催回数 1回
	場 所	●●会館		
	出 席 者	建築主側 6 名	住民側 21 名	
	意 見	別紙摘要による		
	回 答	別紙摘要による		
説明資料	配布したもの	<input checked="" type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input checked="" type="checkbox"/> 日影図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	提示したもの	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 日影図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> その他 ()		
配慮する事項	日照及び通風	(隣地との距離、配置、高さ関係など)		
	居室の観望の防止	(すりガラス、型板ガラス、常閉窓、カーテンなど)		
	隣接する道路の交通の安全	(敷地から道路への見通しの確保など)		
	自動車等の駐車場の設置	(敷地内に○台設置、設置しない場合の対応など)		
	形態及び意匠の周辺の景観との調和	(色彩、形状など)		
	工事中の措置	(騒音、粉塵、ガードマンの設置など)		
	テレビジョン受信障害に対する措置	(受信調査、障害が発生した場合の対応など)		
	緑化の推進	(緑化する場所、面積など)		
	その他	(工事協定書、管理協定書の締結など)		

● 記入上の注意

1 条例第12条第1項の規定による近隣住民への説明の場合は、第1項に☑記入し、第2項の周辺住民の求めによる説明の場合は第2項に☑を記入してください。

2 説明会を行った場合は記入してください。
なるべく議事録、出席者名簿を作成するようにし、議事録、出席者名簿及び当日の配布資料（できるだけ配布したものと同サイズのもの）は報告書と併せて提出してください。説明会を欠席された近隣住民の方には改めて戸別訪問し、説明を行ってください。

3 全戸に配布したものに☑を記入してください。
口頭による説明だけでなく、計画（規則第6条の各号に掲げる事項）がよく分かるように図面の配布に努めてください。その他の欄の記入例としては、平面図、パースなどがあります。

4 建築物の運営・管理方法など、安全で快適な住環境の保全及び形成を図るために必要な措置を記入してください。

説明対象について

条例第2条第2項第10号（近隣住民）の範囲に含まれる土地の所有者には原則として説明をしていただきますが、道路等への説明は以下のとおりとします。

説明を省略することができる

- 公道
国道、府道、市道、42条2項道路（里道を含む）
- 私道（建築基準法上の道路）
開発道路（42条1項2号）、
位置指定道路（42条1項5号）、42条2項道路
※ 建築基準法上の道路は担保性が確保されているため、説明を省略できますが、計画上説明が必要と判断される場合は、対応してください。
- 池、河川、水路（公共）、線路敷

説明が必要

- 私道の非道路
- 私有の山林
- 池、水路（協同組合等）
- 公園
- 田畠
- 鉄塔等が占有する土地
- 本市が所有する公共施設等（所管課に説明）

ただし、隣接する道路、河川、線路敷等は、条例とは別に管理者との協議をお願いします。
その他、説明が必要かどうかを迷う場合は、窓口にて御相談ください。

近隣関係住民に対して配慮する事項を、
できる限り具体的に記載してください。

(裏面)

1	相手方	住 所	京都市〇〇 区〇〇町12番地の10
		氏 名	大阪 一郎、昭子
		区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> 占有者
		日 時	平成30年4月28日 19時00分～20時30分
		場 所	説明会(●●会館)
		説 明 者	別紙議事録参照
		意 見	別紙議事録参照
		回 答	別紙議事録参照
1	相手方	住 所	京都市〇〇 区〇〇町12番地の10
		氏 名	●●薬局 店長 ○○氏
		区 分	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 占有者
		日 時	平成30年4月29日 13時20分～13時40分
		場 所	相手方店舗
		説 明 者	一級建築士事務所 ◆◆ (担当) ●●
		意 見	工事期間中の車両の出入りに注意してほしい。
2	相手方	住 所	京都市〇〇 区〇〇町12番地の11
		氏 名	都市 京子
		区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> 占有者
		日 時	平成30年4月29日 13時45分、4月30日 10時30分、5月2日 17時00分
		場 所	相手方自宅
		説 明 者	一級建築士事務所 ◆◆ (担当) ●●
		意 見	3回訪問したが不在のため、4/29・5/2 ポストに資料投函
3	相手方	住 所	京都市〇〇 区〇〇町12番地の12 KYOTOハイツ
		氏 名	中高 ヒロシ
		区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> 占有者
		日 時	平成30年4月29日 14時00分～14時20分
		場 所	相手方自宅
		説 明 者	一級建築士事務所 ◆◆ (担当) ●●
		意 見	わかりました。入居者へ各戸ポストに資料投函をしてください。
		回 答	資料投函(20戸)

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 説明会の欄は、説明会を開催した場合に記入してください。この場合において、この欄に記入することができないときは、別紙に記入してください。
- 3 説明会の欄は、説明会を2回以上開催した場合にあっては、説明会ごとに記入してください。
- 4 説明会の状況の要旨を記録した書類があるときは、当該書類を添付してください。
- 5 個別の説明の欄が足りないときは、同一様式によって別紙に記入してください。

● 記入上の注意

1 土地所有者・建物所有者・占有者がそれぞれ異なる場合

それぞれに説明を行い計画について周知する必要があります。一つずつ枠を使用し、それぞれへの説明結果を記入してください。

また、説明会に参加しており、個別訪問を行わなかった場合も一つの枠を使用し、場所欄に説明会参加の旨を記入してください。

説明会の議事録があれば、意見欄は「別紙議事録参照」でも構いません。

2 相手方が不在の場合

- ・近隣住民の方には原則対面にて説明してください。
- ・相手方が不在でやむを得ず直接会って説明できなかった場合は、日時を変えて3回以上の訪問をしてください(訪問日時を全て記入)。その際、相手方に訪問したことが伝わるよう、資料の投函をしてください。
- ・土地所有者・建物所有者が遠方に居住している等、やむを得ず資料を郵送して計画を通知したときは、「場所」の欄に郵送の理由、送付先及び郵送日を記入してください。宛先不明や受取拒絶等により、資料が返送された場合は、その旨及び返送日を記入してください。

3 共同住宅やテナントビルの場合

占有者への周知方法については、所有者や管理人等の指示に従ってください。(相手方区分に「管理人」と記入してください。)

資料を相手方の代理人に預けたり、ポストに投函した場合は、投函日と投函総数も記入してください。

※ 説明対象者(土地所有者・建物所有者・占有者)への説明、あるいは一定の周知(不在宅への3回訪問、投函、郵送等)ができない場合は、報告書を受け取ることができませんので御注意ください。

※ 空き家や所在不明等で登記・公図などを調べても説明対象者が不明で、説明が困難な場合は事前に窓口にて御相談ください。

